

瀬戸市介護予防・日常生活支援総合事業の費用の額の算定に関する基準を定める要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第2項、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の2第1項第1号イ及び第3号イ並びに瀬戸市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）第11条の規定に基づき、実施要綱第4条第1号に規定する事業のうち、次に掲げる事業に要する費用の額について必要な事項を定めるものとする。

- (1) 介護予防訪問サービス
- (2) 生活支援訪問サービス
- (3) 介護予防通所サービス
- (4) 生活支援通所サービス

(費用の額の算定)

第2条 前条各号の事業に要する費用の額は、別表第1に掲げる1単位の単価に別表第2に掲げる単位数を乗じて算定するものとする。ただし、令和3年9月30日までの間は、別表第2の介護予防訪問サービス費の(1)から(6)まで、生活支援訪問サービス費の(1)、介護予防通所サービス費の(1)から(4)及び生活支援通所サービス費の(1)について、それぞれ所定単位数の1,000分の1,001に相当する単位数を算定する。

2 前項の規定により費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

サービスの種類	1単位の単価
介護予防訪問サービス	厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）の規定により10円に瀬戸市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額とする。
生活支援訪問サービス	
介護予防通所サービス	単価告示の規定により10円に瀬戸市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額とする。
生活支援通所サービス	

別表第2（第2条関係）

1 介護予防訪問サービス費

(1) 介護予防訪問サービス費Ⅰ 1, 176単位

介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、省令第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）及び介護予防サービス・支援計画（瀬戸市介護予防ケアマネジメント実施要綱（平成29年4月1日施行）第10条第2項に規定する計画をいう。以下同じ。）において、1週

に1回程度の介護予防訪問サービスが必要とされた事業対象者（省令第140条の6の4第2号に定める者をいう。以下同じ。）又は要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者に対して介護予防訪問サービスを行った場合

(2) 介護予防訪問サービス費Ⅱ 2,349単位

介護予防サービス計画及び介護予防サービス・支援計画において、1週に2回程度の介護予防訪問サービスが必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者に対して介護予防訪問サービスを行った場合

(3) 介護予防訪問サービス費Ⅲ 3,727単位

介護予防サービス計画及び介護予防サービス・支援計画において、1週に2回を超える程度の介護予防訪問サービスが必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援2である者に対して介護予防訪問サービスを行った場合

(4) 介護予防訪問サービス費Ⅳ 268単位

介護予防サービス計画及び介護予防サービス・支援計画において、介護予防訪問サービス及び生活支援訪問サービスを合わせて1週に1回程度必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者に対して介護予防訪問サービスを行った場合

(5) 介護予防訪問サービス費Ⅴ 272単位

介護予防サービス計画及び介護予防サービス・支援計画において、介護予防訪問サービス及び生活支援訪問サービスを合わせて1週に2回程度必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者に対して介護予防訪問サービスを行った場合

(6) 介護予防訪問サービス費Ⅵ 287単位

介護予防サービス計画及び介護予防サービス・支援計画において、介護予防訪問サ

サービス及び生活支援訪問サービスを合わせて1週に2回を超える程度必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援2である者に対して介護予防訪問サービスを行った場合

(7) 初回加算 200単位

介護予防訪問サービス指定事業所（実施要綱第4条(1)ア(ア)に規定する介護予防訪問サービスを行う事業所をいう。以下同じ。）において、新規に介護予防訪問サービス計画（瀬戸市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成29年4月1日施行。以下「指定基準要綱」という。）第42条第2号において規定する介護予防訪問サービス計画をいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者（指定基準要綱第5条第4項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回の介護予防訪問サービスを行った日の属する月に介護予防訪問サービスを行った場合又は当該介護予防訪問サービス指定事業所のその他の訪問介護員等（指定基準要綱第5条第1項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回の介護予防訪問サービスを行った日の属する月に介護予防訪問サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(8) 生活機能向上連携加算

ア 生活機能向上連携加算Ⅰ 100単位

イ 生活機能向上連携加算Ⅱ 200単位

アについて、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施してい

る医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあつては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問サービス計画を作成し、当該介護予防訪問サービス計画に基づく介護予防訪問サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

イについて、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問サービス計画を作成した場合であつて、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防訪問サービス計画に基づく介護予防訪問サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、アを算定している場合は、算定しない。

(9) 介護職員処遇改善加算

厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第130号に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防訪問サービス指定事業所が、利用者に対し、介護予防訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間（エ及びオについては、令和4年3月31日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、

次に掲げる加算のうち、算定した加算以外の加算は算定しない。

ア 介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の1,000分の137

イ 介護職員処遇改善加算Ⅱ 所定単位数の1,000分の100

ウ 介護職員処遇改善加算Ⅲ 所定単位数の1,000分の55

エ 介護職員処遇改善加算Ⅳ ウにより算定した単位数の100分の90

オ 介護職員処遇改善加算Ⅴ ウにより算定した単位数の100分の80

(10) 介護職員等特定処遇改善加算

厚生労働大臣が定める基準第131号に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防訪問サービス指定事業所が、利用者に対し、介護予防訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる加算のうち、算定した加算以外の加算は算定しない。

ア 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の1,000分の63

イ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 所定単位数の1,000分の42

(11) 介護職員等ベースアップ等支援加算

厚生労働大臣が定める基準第131号の2に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防訪問サービス指定事業所が、利用者に対し、介護予防訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、算定した単位数の1,000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注1 (1)から(6)までについて、利用者に対して、介護予防訪問サービス指定事業所の訪問介護員等が、介護予防訪問サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、(1)から(3)までについては1月につき、(4)から(6)までについては1回につき、それぞれ所定単位数を算定する。

注2 省令第22条の23第2項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において介護予防訪問サービス費は算定しない。

注3 (5)及び(6)について、介護予防サービス計画及び介護予防サービス・支援計画作成

時に、(5)の1月の総単位数は(2)で規定されている単位数を、(6)の1月の総単位数は(3)で規定されている単位数を超過しないこと。

注4 (1)から(6)までについて、介護予防訪問サービス指定事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは介護予防訪問サービス指定事業所と同一建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者又は介護予防訪問サービス指定事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、介護予防訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

注5 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問サービス費は、算定しない。

注6 利用者が一の介護予防訪問サービス指定事業所において介護予防訪問サービスを受けている間は、当該介護予防訪問サービス指定事業所以外の介護予防訪問サービス指定事業所が介護予防訪問サービスを行った場合に、介護予防訪問サービス費は、算定しない。

注7 (9)から(11)までにおける所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計とする。

注8 (9)から(11)までについては、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

2 生活支援訪問サービス費

(1) 生活支援訪問サービス費 235単位

介護予防サービス計画及び介護予防サービス・支援計画において1回につき60分以内の生活支援訪問サービスが必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者に対して生活支援訪問サービスを行った場合

(2) 初回加算 200単位

生活支援訪問サービス指定事業所（実施要綱第4条(1)ア(イ)に規定する生活支援訪問

サービスを行う事業所をいう。以下同じ。)において、新規に生活支援訪問サービス計画(指定基準要綱第82条第2号に規定する生活支援訪問サービス計画をいう。)を作成した利用者に対して、訪問事業責任者(指定基準要綱第45条第4項に規定する訪問事業責任者をいう。以下同じ。)が初回若しくは初回の生活支援訪問サービスを行った日の属する月に生活支援訪問サービスを行った場合又は当該生活支援訪問サービス指定事業所のその他の従事者(指定基準要綱第45条第1項に規定する従事者をいう。以下同じ。)が初回若しくは初回の生活支援訪問サービスを行った日の属する月に生活支援訪問サービスを行った際に訪問事業責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

注1 (1)について、利用者に対して、生活支援訪問サービス指定事業所の従事者が、生活支援訪問サービスを行った場合に、1回につき所定単位数を算定する。

注2 (1)について、介護予防ケアマネジメント(法第115条の45第1項第1号ニに規定する事業をいう。以下同じ。)等により、1週に1回程度の生活支援訪問サービスが必要とされた利用者は、1月につき5回を限度とし、1週に2回程度の生活支援訪問サービスが必要とされた利用者は、1月につき10回を限度とする。

注3 (1)について、生活支援訪問サービス指定事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは生活支援訪問サービス指定事業所と同一建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者又は生活支援訪問サービス指定事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対し、生活支援訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

3 介護予防通所サービス費

(1) 介護予防通所サービス費Ⅰ 1,672単位

介護予防サービス計画及び介護予防サービス・支援計画において、介護予防通所サービスが必要とされた者(要支援状態区分が要支援1の者及び週1回程度の介護予防

通所サービスが必要とされた事業対象者に限る。) に対して介護予防通所サービスを行った場合

(2) 介護予防通所サービス費Ⅱ 3, 428単位

介護予防サービス計画及び介護予防サービス・支援計画において、介護予防通所サービスが必要とされた者（要支援状態区分が要支援2の者及び週2回程度の介護予防通所サービスが必要とされた事業対象者に限る。）に対して介護予防通所サービスを行った場合

(3) 介護予防通所サービス費Ⅲ 384単位

介護予防サービス計画及び介護予防サービス・支援計画において、(1)に規定する者であって介護予防通所サービス及び生活支援通所サービスが必要とされたものに対して介護予防通所サービスを行った場合

(4) 介護予防通所サービス費Ⅳ 395単位

介護予防サービス計画及び介護予防サービス・支援計画において、(2)に規定する者であって介護予防通所サービス及び生活支援通所サービスが必要とされたものに対して介護予防通所サービスを行った場合

(5) 若年性認知症利用者受入加算 240単位

受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。）ごとに個別の担当者を定めているものとして市長に届け出た介護予防通所サービス指定事業所（実施要綱第4条(1)イ(7)に規定する介護予防通所サービスを行う事業所をいう。以下同じ。）において、若年性認知症利用者に対して介護予防通所サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(6) 生活機能向上グループ活動加算 100単位

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サー

ビス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

ア 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。）その他介護予防通所サービス指定事業所の従事者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所サービス計画（指定基準要綱第122条第2号において規定する介護予防通所サービス計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

イ 介護予防通所サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

(7) 運動器機能向上加算 225単位

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復

師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。以下この号において「理学療法士等」という。)を1名以上配置していること。

イ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号。以下「通所介護費等算定方法」という。）第23号の基準のいずれにも該当しない介護予防通所サービス指定事業所であること。

(8) 栄養アセスメント加算 50単位

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所サービス指定事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（(9)において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応する

こと。

ウ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

エ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が通所介護費等算定方法第23号の基準のいずれにも該当しない介護予防通所サービス指定事業所であること。

(9) 栄養改善加算 200単位

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的实施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 当該事業所の従事者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が通所介護費等算定方法第23号の基準のいずれにも該当しない介護予防通所サービス指定事業所であること。

(10) 口腔機能向上加算

厚生労働大臣が定める基準第132号に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的实施される口腔清掃の指導若しくは実施又は

摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる加算のうち、算定した加算以外の加算は算定しない。

ア 口腔機能向上加算Ⅰ 150単位

イ 口腔機能向上加算Ⅱ 160単位

(11) 選択的サービス複数実施加算

厚生労働大臣が定める基準第133号に適合しているものとして、市長に届け出た介護予防通所サービス指定事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げる加算のうち、算定した加算以外の加算は算定しない。

ア 選択的サービス複数実施加算Ⅰ

(ア) 運動器機能向上及び栄養改善 480単位

(イ) 運動器機能向上及び口腔機能向上 480単位

(ウ) 栄養改善及び口腔機能向上 480単位

イ 選択的サービス複数実施加算Ⅱ

運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 700単位

(12) 事業所評価加算 120単位

厚生労働大臣が定める基準第134号に適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所サービス指定事業所において、評価対象期間（事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間（(7)若しくは(9)に掲げる基準又は(10)に掲げる厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た年においては、届出の日から同年12月までの期間）をいう。）の満了日の属する

年度の次の年度内に限り1か月につき所定単位数を加算する。

(13) サービス提供体制強化加算

厚生労働大臣が定める基準第135号に適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所サービス指定事業所が、利用者に対し、介護予防通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の介護予防サービス計画及び介護予防サービス・支援計画にて1週に介護予防通所サービスが必要とされた回数に応じて1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げる加算のうち、算定した加算以外の加算は算定しない。

ア サービス提供体制強化加算Ⅰ

(ア) 介護予防通所サービス費Ⅰを算定している場合 88単位

(イ) 介護予防通所サービス費Ⅱを算定している場合 176単位

イ サービス提供体制強化加算Ⅱ

(ア) 介護予防通所サービス費Ⅰを算定している場合 72単位

(イ) 介護予防通所サービス費Ⅱを算定している場合 144単位

ウ サービス提供体制強化加算Ⅲ

(ア) 介護予防通所サービス費Ⅰを算定している場合 24単位

(イ) 介護予防通所サービス費Ⅱを算定している場合 48単位

(14) 生活機能向上連携加算

厚生労働大臣が定める基準第15号の2に適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所サービス指定事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、アについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、イについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる加算のうち、算定した加算以外の加算は算定しない。また、運動器機能向上加算を算定している場合、アは算定せず、イは1月につき100単位を所定単位数に加算する。

ア 生活機能向上連携加算Ⅰ 100単位

イ 生活機能向上連携加算Ⅱ 200単位

(15) 口腔・栄養スクリーニング加算

厚生労働大臣が定める基準第107号の2に適合する介護予防通所サービス指定事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる加算のうち、算定した加算以外の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

ア 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ 20単位

イ 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ 5単位

(16) 科学的介護推進体制加算 40単位

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所サービス指定事業所が、利用者に対し介護予防通所サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

イ 必要に応じて介護予防通所サービス計画を見直すなど、介護予防通所サービスの提供に当たって、アに規定する情報その他介護予防通所サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

(17) 介護職員処遇改善加算

厚生労働大臣が定める基準第136号に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防通所サービス指定事業所が、利用者に対し、介護予防通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間（エ及びオについては、令和4年3月31日までの間）、次に

掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる加算のうち、算定した加算以外の加算は算定しない。

ア 介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の1,000分の59

イ 介護職員処遇改善加算Ⅱ 所定単位数の1,000分の43

ウ 介護職員処遇改善加算Ⅲ 所定単位数の1,000分の23

エ 介護職員処遇改善加算Ⅳ ウにより算定した単位数の100分の90

オ 介護職員処遇改善加算Ⅴ ウにより算定した単位数の100分の80

(18) 介護職員等特定処遇改善加算

厚生労働大臣が定める基準第137号に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防通所サービス指定事業所が、利用者に対し、介護予防通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる加算のうち、算定した加算以外の加算は算定しない。

ア 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の1,000分の12

イ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 所定単位数の1,000分の10

(19) 介護職員等ベースアップ等支援加算

厚生労働大臣が定める基準第138号に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防通所サービス指定事業所が、利用者に対し、介護予防通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、算定した単位数の1,000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注1 介護予防通所サービス指定事業所において、介護予防通所サービスを行った場合に、(1)及び(2)については1月につき、(3)及び(4)については1回につき、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が通所介護費等算定方法第23号に規定する基準に該当する場合は、当該告示に規定する算定方法により算定する。

注2 (3)及び(4)について、介護予防サービス計画及び介護予防サービス・支援計画作成

時に、(3)の1月の総単位数は(1)で規定されている単位数を、(4)の1月の総単位数は(2)で規定されている単位数を超過しないこと。

注3 (1)から(4)までについて、介護予防通所サービス指定事業所と同一建物に居住する者又は介護予防通所サービス指定事業所と同一建物から当該介護予防通所サービス指定事業所に通う者に対し、介護予防通所サービスを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

ア (1)及び(3)を算定する場合 376単位

イ (2)及び(4)を算定する場合 752単位

注4 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防通所サービス費は、算定しない。

注5 利用者が一の介護予防通所サービス指定事業所において介護予防通所サービスを受けている間は、当該介護予防通所サービス指定事業所以外の介護予防通所サービス指定事業所が介護予防通所サービスを行った場合に、介護予防通所サービス費は、算定しない。

注6 (17)から(19)までにおける所定単位は、(1)から(16)までにより算定した単位数の合計とする。

注7 (13)、(17)から(19)までについては、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

4 生活支援通所サービス費

(1) 生活支援通所サービス費 334単位

介護予防サービス計画及び介護予防サービス・支援計画において1回につき2時間から3時間までの生活支援通所サービスが必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者に対して生活支援通所サービスを行った場合

(2) 運動器機能向上加算 225単位

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、運動器機能向上サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。以下この号において「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。

イ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

(3) 栄養アセスメント加算 50単位

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養改善加算を算定している場合は、算定しない。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（(4)において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ウ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

(4) 栄養改善加算 200単位

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、栄養改善サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 当該事業所の従事者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

(5) 口腔機能向上加算 150単位

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、口腔機能向上サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

イ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の方が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。

注1 (1)について、生活支援通所サービス指定事業所（実施要綱第4条(1)イ(イ)に規定する生活支援通所サービスを行う事業所をいう。以下同じ。）において、生活支援通所サービスを行った場合に、1回につき所定単位数を算定する。

注2 (1)について、介護予防ケアマネジメント等により、1週に1回程度の生活支援通所サービスが必要とされた利用者は、1月につき5回を限度とし、1週に2回程度の生活支援通所サービスが必要とされた利用者（要支援1及び要支援1相当の事業対象者は除く。）は、1月につき10回を限度とする。

注3 (1)について、生活支援通所サービス指定事業所と同一建物に居住する者又は生活支援通所サービス指定事業所と同一建物から当該生活支援通所サービス指定事業所に通う者に対し、生活支援通所サービスを行った場合は、1回につき94単位を減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

注4 (1)について、利用者の数が瀬戸市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱（平成29年4月1日施行）第3条の規定の基づき市長に提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合は、所定単位数に100分の70を乗じる。

注5 (1)について、従事者の数が指定基準要綱第126条の規定に満たない場合は、所定単位数に100分の70を乗じる。